

タブレット端末の準備・支援制度の手引き (保護者向け)



令和8年3月
富山県教育委員会
教育企画課

1	タブレット端末の利活用	…	1
2	タブレット端末の準備	…	4
	タブレット端末の準備	…	5
	タブレット端末を準備する時期	…	6
	タブレット端末の種類	…	7
	用意していただくタブレット端末 の主な仕様	…	8
	販売斡旋サイトでの購入	…	9
	販売斡旋サイト以外での購入・	…	13
	既にお持ちのタブレット端末の利用		
	初期設定・学校への持参	…	14
3	支援制度（県立高校のみ）	…	15
	支援制度の概要	…	16

4	貸与（県立高校のみ）	…	17
----------	-------------------	---	-----------

	タブレット端末の貸与の対象者	…	18
--	----------------	---	----

	タブレット端末の貸与申請に必要な書類	…	20
--	--------------------	---	----

5	補助（県立高校のみ）	…	21
----------	-------------------	---	-----------

	補助制度の概要	…	22
--	---------	---	----

補助制度の詳細・手続きには、5月下旬以降に、あらためてご案内します。

6	最後に	…	24
----------	------------	---	-----------

	本冊子について	…	25
--	---------	---	----

	お問い合わせ先	…	26
--	---------	---	----

1 タブレット端末の利活用

1 タブレット端末の利活用

県立学校では、教科・科目等の「知識・技能の深化」や「思考力・判断力・表現力の向上」などをねらいとして、タブレット端末を活用しています。



1 タブレット端末の利活用

タブレット端末の活用場面（イメージ）



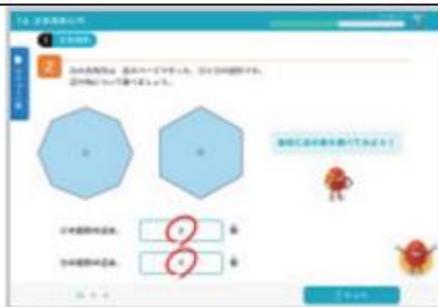
複数の意見・考えを議論して整理・共有



グループでの分担・協働による作品制作や資料作成



遠隔地（国内外）や専門家等との交流



学習履歴（スタディ・ログ）の蓄積と見える化



デジタル教材の活用



家庭学習での利用

※出典 文部科学省「ICTを活用した指導方法～学びのイノベーション事業実証研究報告書より～」及び「GIGAスクール構想の実現へ」

2 タブレット端末の準備

2 タブレット端末の準備

【タブレット端末の準備】

入学の際には、ご家庭でタブレット端末をご準備いただく必要があります。

各学校が推奨するOSを搭載した機種をご準備ください。



準備する方法は以下の3パターンです。

- 販売斡旋サイトでの購入（P 9～）
- 販売斡旋サイト以外での購入・既にお持ちのタブレット端末の利用（P 1 3）

2 タブレット端末の準備

【タブレット購入を準備する時期】

準備していただいた端末は、6月から授業で使いますので、各学校の合格者説明会（3月下旬）での説明を聞いたうえで、5月20日までに準備をお願いします。

5月末までは、学校の端末を利用して学習します。

※ 後述する貸与制度（P17～20）により、貸与を希望される場合は、準備する必要はありません。

2 タブレット端末の準備

【タブレット端末の種類】

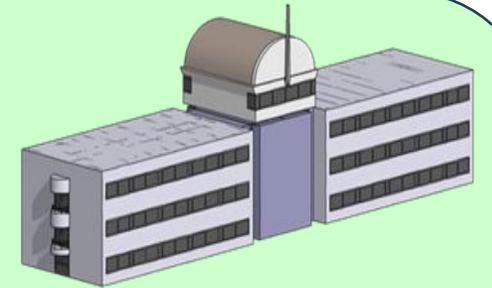
OSはWindows、Chromebook、iPadとなります。各学校で使用するOSが異なります。（※スマートフォンは利用できません。）

各学校の推奨OSは、県ホームページ内の

「令和8年度富山県立学校別推奨OS一覧表.pdf」

をご覧ください。

県HP <https://www.pref.toyama.jp/3000/ictkyoiku/byod.html>



2 タブレット端末の準備

【用意していただくタブレット端末の主な仕様】

種類	推奨される仕様
Chromebook	<ul style="list-style-type: none">● CPU: Intel N100 同等以上● メモリ (Memory): 4GB 以上● 保存容量 (Storage): 64GB 以上
Windows端末	<ul style="list-style-type: none">● CPU: Intel N100 同等以上● OS: Windows 11 Pro / Pro Education (※「Pro」版であることを必ずご確認ください。)● メモリ (Memory): 8GB 以上● 保存容量 (Storage): 128GB 以上
iPad	<ul style="list-style-type: none">● OS: iPadOS 18 以上● 保存容量 (Storage): 128GB 以上● CPU : A16チップ以上もしくはM1チップ以上 <p>【機種目安】iPad Pro (M1チップ搭載モデル以降)、iPad Air (第5世代以降)、iPad (第11世代以降)</p>

※ご家庭でOfficeを購入していただく必要はありません。必要に応じて学校からアカウントを配布します。

※タブレット端末の詳細な仕様は、県ホームページの「令和8年度富山県立学校新入生のタブレット端末仕様書.pdf」をご覧ください。【県HP <https://www.pref.toyama.jp/3000/ictkyoiku/byod.html>】

2 タブレット端末の準備

【販売斡旋サイトでの購入】

タブレット端末の斡旋購入を希望される方のため、県立高等学校および県立特別支援学校高等部入学者専用のWeb購入サイトを開設します。

令和8年度は、株式会社ヤマダデンキが販売事業者となり、Web購入サイトを開設します。



2 タブレット端末の準備

○販売斡旋サイトへのアクセス方法
合格者説明会で「タブレット端末販売のご案内（チラシ）」を配付します。



チラシの QRコードからWeb購入サイトに入り、購入手続きに進んでください。（チラシ右上に記載された学校用コードは学校名を選択する際に入力が必要となります。）



2 タブレット端末の準備

○販売斡旋サイトで注文したタブレット端末の納品

注文してから約4～6週間後にご自宅に配送されます。



5月20日までに確実にお届けするため、
4月10日までに必ずご注文をお願いします。

※販売斡旋サイトで購入できない場合は、テックランド富山金泉寺店（076-405-6150）でも同じ価格でご購入できます。

※サイトは、3月24日から6月30日まで開設しています。

2 タブレット端末の準備

○販売斡旋サイトの斡旋価格（税込）

	斡旋価格	摘要
Chromebook (ASUS)	51,150円	3年保証付き タッチペン付属
	54,560円	4年保証付き タッチペン付属
Windows端末 (ASUS)	55,000円	3年保証付き タッチペン付属
	58,630円	4年保証付き タッチペン付属
iPad (Apple) A16	64,680円	3年保証付き
	69,080円	4年保証付き

2 タブレット端末の準備

【販売斡旋サイト以外での購入・既にお持ちのタブレット端末の利用】

P 8 に記載された、「用意していただくタブレット端末の主な仕様」を満たしていれば、

- 販売斡旋サイト以外でご購入（中古品可）
- 既にお持ちのタブレット端末をそのまま利用

することが可能です。

ただし、既にお持ちのタブレット端末を利用される場合は、P 1 5 以降に記載する支援制度の対象外となります。

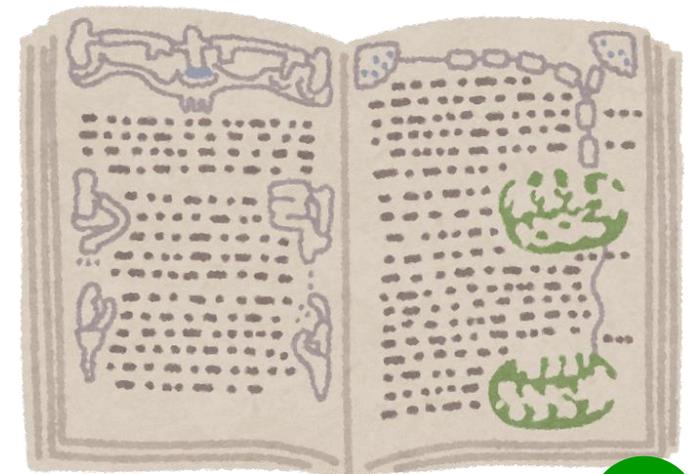
2 タブレット端末の準備

【初期設定・学校への持参】

端末を準備した後は、学校の指示に従ってください。

5月上旬以降に、学校を通じて「端末セットアップマニュアル」を配付します。

原則、ご家庭で初期設定をしていただきますが、学校によっては学校に持ち込んで実施する場合がありますので、各学校の指示に従ってください。



3 支援制度（県立高校のみ）

※ 特別支援学校（高等部）の児童生徒の端末購入費用は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。

3 支援制度（県立高校のみ）

【支援制度の概要】

県では、経済的に困難を抱える世帯の支援策として、一定の収入要件（生活保護受給世帯、非課税世帯など）を満たす方を対象に、

・タブレット端末を貸与する制度(貸与)

・購入価格の2分の1を補助する制度(補助)

を設けています。

4 貸与（県立高校のみ）

※ 特別支援学校（高等部）の児童生徒の端末購入費用は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。

4 貸与（県立高校のみ）

【タブレット端末の貸与の対象者】

下記に該当する世帯の方が希望される場合は、県が準備したタブレット端末を借りることができます。

①生活保護受給世帯

②非課税世帯

③家計急変世帯

※販売斡旋サイトで購入可能なものと同じものを貸与します。

※貸与したタブレット端末は、卒業時に返却いただきます。

4 貸与（県立高校のみ）

- **生活保護受給世帯**とは、
生活保護法による生活保護を受けている世帯
- **非課税世帯**とは、
保護者全員の市町村民税所得割が非課税である世帯
- **家計急変世帯**とは、
家計急変による経済的理由から、保護者全員の推計年収を合算した額が、生活保護受給世帯又は非課税世帯に相当すると認められる世帯（災害等に起因しない離職（定年退職等）は対象外）

4 貸与（県立高校のみ）

【タブレット端末の貸与申請に必要な書類】

対象者	<input type="radio"/> 生活保護受給世帯 <input type="radio"/> 非課税世帯 <input type="radio"/> 家計急変世帯		
申請書類	富山県立高等学校学習者用端末貸与申請書及び承諾書（様式第1-2号） <u>（合格通知書に同封）</u>		
	【生活保護受給世帯】 <input type="radio"/> 生活保護受給証明書の写し	【非課税世帯】 <input type="radio"/> 令和7年度課税証明書の写し <input type="radio"/> 令和7年度非課税証明書の写し <input type="radio"/> 令和7年度給与所得等に係る市町村 民税・県民税・森林環境税特別徴収税 額の決定（変更）通知書の写し ※上記証明書のうちいずれかを添付 ※保護者全員分の証明書が必要	【家計急変世帯】 各学校の事務室にお問い合せください。
申請日	<u>各学校の合格者説明会（3月下旬）で提出</u>		

5 補助（県立高校のみ）

※ 特別支援学校（高等部）の児童生徒の端末購入費用は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。

5 補助（県立高校のみ）

【補助制度の概要】

タブレット端末の購入価格（上限：販売斡旋サイトの価格（修業年限（3年又は4年）以内の端末保証料含む）の2分の1を補助
します。ただし、修業年限が3年（全日制等）の生徒が、4年保証付きのタブレット端末を購入しても、補助金は3年保証付きの価格が上限となります。

5 補助（県立高校のみ）

制度及び手続きについては、5月下旬以降に、あらためてご案内します。

6 最後に

6 最後に

【本冊子について】

本冊子に記載されている情報は、県のホームページに掲載されています。随時更新（追加のお知らせ等）されますので、申請する前に今一度ご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/3000/ictkyoiku/byod.html>

6 最後に

【お問い合わせ先】

＜支援制度に関すること＞

教育委員会教育企画課（ICT教育推進係）

Tel : 076-444-4511

mail : akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp

＜タブレット端末の準備・貸与及び補助金申請手続きに関すること＞

各県立学校の事務室までお問い合わせください。

タブレット端末の購入に係る支援策は国の重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

